

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240603	ハツ星運輸 株式会社 (法人番号 9400501000549) 代表者小野寺 貴洋	岩手県一関市千厩町千厩字西中沢267番地4	本社営業所	岩手県一関市千厩町千厩字西中沢267番地4	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号	令和5年11月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)	2	2
20240606	株式会社 海洋(法人番号2390001007276) 代表者伊藤 勉	山形県酒田市天神堂字大坪48番の1	本社営業所	山形県酒田市船場町2丁目2番1号	輸送施設の使用停止(169日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和5年9月14日及び令和6年1月24日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、15件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(2)日常点検の実施違反(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条の2)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第48条)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第49条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施義務違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(7)点呼の実施義務違反【実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(8)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録義務違反【記録なし】(安全規則第8条)、(10)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第8条)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(13)初任運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する権限付与義務違反(法22条第2項)、(15)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	17	17
20240606	株式会社 スターライン(法人番号6380001024145) 代表者星 広勝	福島県会津若松市町北町大字上荒久田字石尻209番地	本社営業所	福島県会津若松市町北町大字上荒久田字石尻209番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年10月19日及び11月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

20240617	宮十運輸 株式会社 (法人番号 4370001010461) 代表者 亀山 武弘	宮城県仙台市青葉 区八幡3丁目2番7号	飯野川営業 所	宮城県石巻市相野谷字 飯野川町206-33	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第8条第1項、法 第17条第4項	令和5年9月13日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、3件の違反が認められた。(1)事業計 画に定めるところに従う義務違反(法第8条第1 項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安 全規則第10条第1項)	4	4
20240619	株式会社 カビロ(法人 番号6370602000462) 代表者 古川 浩司	宮城県塩竈市貞山 通3丁目2番7号	本社営業所	宮城県塩竈市貞山通3 丁目2番7号	輸送施設の使用停 止(70日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年6月21日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運行指示書 の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4) 運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の 5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規 則第10条第1項)	7	7
20240619	有限会社 鈴木運送店 (法人番号 9380002017062) 代表者 鈴木 悠大	福島県安達郡大玉 村大山字宮ノ下124 番地	本社営業所	福島県安達郡大玉村大 山字宮ノ下124番地	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年1月18日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者の指導監 督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240624	有限会社 ヤクホ物流 (法人番号 2370602001927) 代表者 矢久保 崇	宮城県多賀城市宮 内1丁目11番62号	本社営業所	宮城県多賀城市宮内1 丁目11番62号	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第2 号	令和6年2月6日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両 法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)	2	2
20240624	青森定期自動車 株式 会社(法人番号 4420001000201) 代表者 齋藤 武男	青森県青森市大字 荒川字成瀬14番地6 号	五所川原営 業所	青森県五所川原市金山 字亀ヶ岡74-3	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号	令和5年10月25日及び令和6年1月25日、監査方針 を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認 められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安 全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安 全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者の 指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

20240625	株式会社 ソウルロジス (法人番号 3370001020065) 代表者海老澤 元	宮城県仙台市若林区 区卸町5丁目7番地	本社営業所	宮城県仙台市若林区卸 町5丁目7番地	輸送施設の使用停 止(170 日車)及び 文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項	令和5年12月5日及び18日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、10件の違反が認められた。 (1)事業計画に定めるところに従う義務違反(法第 8条第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある運行 の業務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備 の実施違反(安全規則第3条の3及び道路運送車 両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違 反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項、第2項)、(6)点呼の記録 義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録 義務違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第 7条第5項)、(8)業務の記録義務違反(安全規則第 8条)、(9)運転者の指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務 違反(安全規則第23条第1項)	17	17
20240628	株式会社 伊藤運輸 (法人番号 9380001008343) 代表者伊藤 正博	福島県郡山市喜久 田町字菖蒲池22番 342	本社営業所	福島県郡山市喜久田町 字菖蒲池22番342	輸送施設の使用停 止(30 日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年1月29日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗 務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第 4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)	3	3
20240628	秋田港北トラック 株式会 社(法人番号 2410001000212) 代表者藤原 典明	秋田県秋田市土崎 港西4丁目7番8号	本社営業所	秋田県秋田市土崎港西 4丁目7番8号	文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年5月16日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	0	0

20240628	有限会社 サンケイ物流 (法人番号 4410002004375) 代表者加藤 吉春	秋田県秋田市雄和田 草川字本田18番 地4	本社営業所	秋田県秋田市雄和田草 川字本田18番地4	輸送施設の使用停 止(60日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年3月10日、11月15日及び12月19日、監査 方針を端緒として監査を実施した結果、12件の違 反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守 違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務 違反(安全規則第7条第2項)、(3)点呼の記録義務 違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4) 点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全 規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(安全 規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反 (安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違 反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳 の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9) 運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(10)運転者の指導監督記録義務違反(安全 規則第10条第1項)、(11)高齢運転者に対する特 別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、 (12)初任運転者及び高齢運転者に対する運転適 性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20240628	有限会社 ゼルコーハ平 安(法人番号 7370002011902) 代表者菊地 隼	宮城県仙台市青葉 区郷六字館19番地	本社営業所	宮城県仙台市青葉区郷 六字館17-1	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第17条第4項	令和6年1月24日及び2月7日、監査方針を端緒とし て監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9 条の5第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安 全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。